

植民地統治下台湾における原住民の身分登録－身分登録書類の歴史、 原住民社会に対する可視化・流用、と臣民統合

松岡 格

The Process of Documentation and the Civil Status of the Indigenous People of Taiwan.

MATSUOKA Tadasu

はじめに

筆者は近年、台湾を事例として近代国家による地域社会の可視化、特に台湾原住民社会の可視化に関わる議論・分析を行い、その一環として、日本統治時代における原住民の身分登録に関わる論文を発表してきた。

本稿では、(1) これまでの研究成果にもとづいて戦前の台湾、植民地統治下の台湾原住民の身分登録の状況について概観した上で、(2) 身分登録とアイデンティフィケーションについての重要文献である2冊の論文集が提示する知見の中から、台湾原住民の身分登録の分析の上でも重要だと思われる4つのポイントを抽出して上記の台湾原住民の身分登録をめぐる状況と比較対照し、この(2)までの内容をふまえて(3)台湾原住民の身分登録と(大日本帝国植民地統治下における)国民統合との関係についての整理と検討を行う。

1. 植民地統治下台湾における可視化と身分登録

本稿では次節以降でヨーロッパを中心とする他地域と比較対照しながら戦前の台湾の状況について検証するが、それに先だってまず本節で戦前の台湾における原住民の身分登録をめぐる状況について、その概況を示しておきたい。具体的にはこれについて論じた「台湾原住民社会の可視化、人的資源の流用と「蕃地」「蕃人」の編入・統合について：戸口調査と姓名登記をめぐる」(『マテシス・ウニウエルサリス』第22巻1号、2020年10月)の内容にもとづき、戦前の大日本帝国植民地統治下の台湾原住民の身分登録をめぐる状況を概説する。

これから述べる植民地統治下台湾における身分登録制度の成立について考える際には、まずその背景として近代国家による(統治対象)地域社会の可視化

のプロセスについて併せて考えることが重要である。台湾においてこの近代国家による可視化が開始されたのは日本統治時代開始後のことである。1895年、台湾を植民地として獲得した大日本帝国は、現地に台湾総督府を設置して植民地統治を開始した。植民地統治開始当初、外来の統治者たる日本人（「内地人」）にとって（台湾）現地の状況は見通しにくかったことは、ほぼ自明であると思われる。そこで植民地当局は、土地所有状況の把握・記録（「土地調査」）、測量や地図の作成、統計情報の収集（「統計調査」）、等々、地域社会の状況を（統治者にとって）見通しやすくするためのツールを導入して台湾社会の可視化を進めた（松岡、2019b：30-31）。

その際の可視化ツールの一つが身分登録書類であった。台湾総督府は、1905年に「戸口規則」を施行することで、台湾における身分登録制度を整備していった。台湾の普通行政区域、すなわち漢族住民が多く暮らしていたいわゆる「平地」では戸口規則にもとづく戸口調査簿という身分登録書類の様式が定められ、そこに台湾住民の身分情報が記入されていくことで、身分登録制度が整備されていった。日本からやってきた「内地人」に対して、台湾の現地住民は「本島人¹」と呼ばれた。本島人は日本内地の戸籍の編製対象とならなかったが、その身分情報は上記の戸口調査簿に登載されていった。

これに対して普通行政区域外の「蕃地」、すなわち台湾の半分近くの面積を占める原住民居住地域の状況はかなり異なっていた。植民地統治開始当初は、「蕃地」における実効支配が確立されておらず、植民地当局は、まずここに実効支配を確立することに注力せざるをえなかった。そのような「蕃地」の状況は、上記の「平地」以上に見通せなかったはずである。特に実効支配確立前の段階における「蕃地」は、（植民地当局にとって全く未知の領域とは言えないものの）状況がはっきりと見通せない「不可視」の地域であったと言えるだろう。

その実効支配の確立は、統治者たる植民地当局にとって「蕃地」を可視化するために必要な前提であったと言える²。「蕃地」住民たる「蕃人」、すなわち

-
- 1 本島人は、基本的には平地に居住する漢族のことを指す。ただし、カテゴリーや法的身分としてのそれは、時期や状況、資料の性質などによってさまざまなエスニシティを包含することがあり得た。
 - 2 実効支配確立後に、「蕃地」を「平地」へと編入し、植民地行政の一元化を目指す地方化のプロセスが開始された。この「蕃地」編入のプロセスと、「蕃人」編入のプロセスは連動している（松岡、2020）。

原住民は、この実効支配確立前においては上記身分登録書類の登録対象となっていない。「蕃地」自体が不可視の状況下で、原住民は全数把握的な身分登録の対象とはならず、可視化の対象にさえ入っていないと考えられる。

しかし1910年代に実施された「五ヶ年計画理蕃事業」を境にその状況は変わっていった。この「蕃地」討伐（「五ヶ年計画理蕃事業」）を経て、台湾総督府は「蕃地」実効支配の確立を実現し、「蕃地」「蕃人」の可視化を本格化させた。上述した「平地」に比べてかなり遅れたものの、植民地当局はようやく「蕃地」の可視化に着手したと言えるだろう。「蕃地」に警察スタッフが送り込まれ、警察官が駐在する統治拠点（駐在所）が設置・増設され、「蕃地」監視体制が整備されていった。そのような特別統治下で行われた「蕃人戸口簿」（身分登録書類）の作成も「蕃地」可視化の一環とみることができる。このように進められた原住民社会の可視化の目的の一つが統治対象住民の情報の掌握であることは明らかである。身分登録書類の作成およびその制度整備は、その可視化のための重要なツールであった。

「内地」では戸籍、「平地」では戸口調査簿、「蕃地」では蕃人戸口簿という相異なる身分登録書類が編製され、これが人の分類（内地人、本島人、蕃人という種族分類）と対応していた。

その後この状況が変化したタイミングが2回あった。いずれも戸口調査簿編成の根拠法規である「戸口規則」改正によって行われた。一つは1933年の「戸口規則」改正であり、日本の戸籍と台湾平地の戸口調査簿が同格のものとなされるようになり、内地人と本島人の婚姻が認められるようになった。

もう一つが1943年の「戸口規則」改正であり、これにより戸口規則の編製対象地域に「蕃地」が編入され、原住民にも戸口調査簿が編製されるようになった。ただし、こうした法規改正によって上記のような分断が解消したわけではなかったことには注意しておく必要がある。1933年の改正によって台湾の戸口制度が日本（内地）の戸籍に編入あるいは統一されたわけではなく、また1943年以後も原住民のカテゴリー（「蕃人」と平地住民（「本島人」）の身分の取扱の区別は残った。

2. 身分登録書類についての代表的研究と台湾原住民の状況

以上、戦前の台湾における台湾社会および台湾原住民社会の可視化と、台湾原住民の身分登録をめぐる状況の概略を確認した。台湾原住民は、近代国家による統治を受けることで、(全数的な)可視化の対象となり、その情報を掌握

されることで、やがて身分登録制度の対象として組み込まれていったと言える。

以下本節では、以上の内容をふまえ、後述のようにヨーロッパ起源と言われる身分登録制度の成立と発展について扱った以下の2冊の重要文献をとりあげ、その内容から、以上の台湾の事例の理解に役立つと思われる4つのポイントを示し、台湾の状況を検討することで、台湾原住民の状況に対する分析を深めたい。

1. *Documenting Individual Identity* (Jane Caplan and John Torpey (eds.)), 2001, Princeton University Press.
2. *Identification and Registration Practices in Transnational Perspective* (Ilsen About et al.(eds.)), 2013, Palgrave Macmillan.

上掲2冊の論文集のうち、2001年に出版された *Documenting Individual Identity (2001)* は編者のカプラン (Jane Caplan) やトーピー (John Torpey) をはじめとして、ノワリエル (Gerard Noiriel) やライアン (David Lyon) など著名な研究者が身分登録やアイデンティフィケーションに関わる論文を寄稿した論文集である。アイデンティフィケーションをめぐる他の重要著作でも参照されていることから見ても、身分登録とアイデンティフィケーションについての分析に関わる重要文献として認められていると考えられる³。また、アバウト (Ilsen About) 等編で2013年に出版された *Identification and Registration Practices in Transnational Perspective (2013)* は前掲書の論点や議論を引き継ぎつつ、イギリスの身分登録についての代表的な研究者ヒッグス (Edward Higgs) などの論考を収録し、特に国家と社会の関係や、被統治者の実践について論及する論文を多く収録し、前掲書が言及しなかった事例や地域の状況をフォローした内容である。

以上2冊の論文集はいずれも身分登録とアイデンティフィケーションについての重要文献であると言える。本稿ではここに収録された学術的知見のうち、台湾原住民の身分登録の状況を理解する際にも重要と思われる4つのポイントを抜き出して紹介、整理・検討し、それをふまえてすでに述べた台湾の状況との比較対照を行いたい。

3 例えば後述のライアン (ライアン、2010)、ブレッケンリッジ (ブレッケンリッジ、2017)、ヒッグス (ヒッグス、2011) の著書など参照。

2.1 身分登録の二面性

まずとりあげたいポイントは、身分登録（あるいはアイデンティフィケーション⁴）の二面性である。

筆者はこれまでの台湾原住民の可視化や身分登録に関わる論文において、身分登録書類の可視化のツールとしての役割と、権利付与（または行使）のための名簿としての役割の二面性を示し、そうした複数の側面をふまえた分析を行うことが重要であることを指摘してきた。上記2冊のいずれの論文集においてもこれと重なるような指摘がなされている。

この二面性について考える際に重要と思われるのがフランス革命の歴史的役割である。フランス革命によって国民（「市民」）に法の下での平等が保証され、権利付与がなされると同時に、これが国家による住民情報掌握の強化やその対象拡大につながったと考えられるからである（スコット、2013）⁵。*Documenting Individual Identity (2001)* ではイントロダクションにおいて身分登録の二面性について論じているが、同書では以上のような二面性を身分登録書類の「解放的性格」と「拘束的性格」と表現している。トーピーは『パスポートの発明』において、フランス革命において差別撤廃や自由の促進が目指される中で、パスポートによる人民の移動の管理が強化され、国民の範囲確定とともに国民と非国民（外国人）に対する線引きが明確化されていくといった、逆の方向のような動きが見られたことを指摘しているが、同時に、この時期に国家が国民一人一人を掌握する能力と、国民個人を特定する能力を高めたことを1792年の民籍証書（戸籍）の創設を例に指摘している（トーピー、2008：

4 アイデンティフィケーションとは個体識別、身元確認、身分認証、等々の訳語が与えられてきたが、例えば可視化と比較してみると、上記の権利付与の側面も含む、かなり広い意味を表す語であると考えている。

5 このようなアイデンティフィケーションの二面性の誕生とフランス革命の経緯とが深く関係しているということは、スコットやトーピーが指摘しているところである。このような二面性をもたらす複雑な絡み合いは、現代的な状況でも起こりうる。例えばインドにおいて政治的な民主化が進み、政治主体としての個人が尊重され、個人の権利の保障が公私ともに重視されて、国家と個人の結びつきが重視されることで、国家による全個人の情報掌握を旨とするアードル、世界最大と言われる生体認証システムが成立するに至った。これについて田辺明生は「アードルによって国家と個体が直接的に結びついた結果、個人の権利が明確化された側面もある一方、中間の公共領域の機能は弱まり、国家の個人に対する管理と、政治と社会における多数派主義が強化されているという現状がある。」[田辺、2020：325]とまとめている。

70)。トーピーは同書で国家による移動手手段の独占、より具体的には書類を用いた人々の移動の管理について論じ、そうした移動の管理には近代国家の両義的な性質が反映されていると述べているが（トーピー、2008：11）、上記のように、そこでとりあげているパスポート自体が解放的性格と拘束的性格を持っていることを同書で例証していると言える⁶。

解放的性格とともにもたらされる拘束的性格について、監視社会論の著作を多く著し、*Documenting Individual Identity (2001)* にも寄稿しているライアン（David Lyon）も著書で繰り返し触れている。例えば『監視社会』では、近代の到来により人民は市民権を得るようになり、統治者としての官僚機構がその有資格者を確認するために身分登録書類によるアイデンティフィケーションにもとづく「包括的な大衆監視システム」が確立されたとする（ライアン、2002：125-126）。また『監視スタディーズ』では同様のことについて国民国家と民主主義が監視を伴う行政構造に「依存する」ようになったという表現で強調している（ライアン、2011：15-126）。『膨張する監視社会』では、トーピーの『パスポートの発明』に批判的に触れながら、国家は身元特定などで個人の特定をすることで社会の掌握が進み、社会からの徴税などによる流用が行われる側面がある一方で、権利を持つ人々への利益供与が身分登録の重要な目的であると指摘している（ライアン、2010：36-37）。また同書の他所では強調のポイントが異なり「個人についての細かな情報を跡づけ、監視して、可視的な形にすることは、非常に両義的である。一方においては、投票や教育、保健などの点で、市民に大きな利益が得られるだろう。だが他方では、市民の活動を制限するために国家がそうした情報を利用したり、果ては、ある種の国民を下流民として差別し、ひどい扱いをすることも可能なのだ。」[ライアン、2010：65]としてナチス期のドイツとルワンダにおける大量虐殺の例を挙げている。

筆者は、こうした二面性の分析にあたって、既述の可視化との関わりの中で理解することが重要であると考えている。上述のフランス革命以来の動きについても、フランス革命を一つのきっかけとして、国家による（統治対象）地域社会の可視化が進展し、身分登録制度の整備が進められていったと見る。フランス革命が「法の下に平等な市民」という概念を創り出し、これがいわゆる

6 既発表論文で言及したため、ここでは詳説を避けるが、スコットやブルーベイカーも重なるような指摘を行っている。また、こうした論点については *Identification and Registration Practices in Transnational Perspective (2013)* にも引き継がれている。

市民権の拡大に寄与したと考えられると同時に、前出のトーピーなどが述べるように、これが国家と（統治対象としての国民）個人の関係の「直接化」をもたらした（トーピー、2008：24；ブルーベイカー、2005：87）。いわゆる都市共同体の一員、あるいは宗教共同体などの中間団体の一員としてではなく、国民共同体の一員として、平等な権利と義務を負う個人としての国家の「市民」（すなわち国民）へと変えられていったのである。これは、身分登録のあり方も変えた。ヨーロッパの多くの国では、かつて身分登録情報に当たるような情報を持っていたのは（キリスト教）教会であったが、上記の国家と個人の関係の直接化を通して身分登録簿は国家の身分登録制度として整備されていくことになる。ヨーロッパの多くの国では、このプロセスは身分登録の世俗化、という側面を持っていた。例えばドイツでは、国家的統一のプロセスと重なり合いながら、（教会婚から）民事婚へ、教会簿から民事身分登録へ、というプロセスが進行することになった（若尾、1996；カプラン、2001）。こうした国家と個人の関係の直接化を経て、国家はその権限を拡大し、流用範囲の拡大（税徴収の拡大、兵役要求の全面化）、国民とそうでないものの区別、そして（国民についての）可視性の拡大をもたらした（ブルーベイカー、2005；トーピー2008；スコット、2013など参照、詳しくは松岡、2020参照）。

このような国家と個人の関係の直接化と、身分登録制度の確立・整備は強い関わりを持っている。それを示す例の一つとして、フランスにおける前出の国籍証書制度の整備を挙げることができる。*Documenting Individual Identity (2001)* においてはノワリエルが、これと関わるフランス革命期前後の身分登録書類をめぐる変化について説明している（ノワリエル、2001）。その記載から、この時期のフランスで身分登録書類の登載範囲が拡大していったと同時に、記載項目や様式が確立していったことがみとれる。

以上のように、上掲の2冊の論文集をはじめとして、身分登録に関わる多くの研究が身分登録の二面性について言及している。筆者が調査・研究を行ってきた台湾原住民についても無視できないポイントであることが、改めて確認できる。

一方で、これらの論文集が主に考察・分析対象としているヨーロッパの事例と、東アジア、台湾の状況が異なる点があることにも注意が必要である。例えば東アジアでは可視化および治安維持のためのツールとしての身分登録書類はかなり古くから見られた。日本でも古くから身分登録簿に相当するもの（「戸籍」）が存在したのは確かだが、そこに登載される人の範囲が限られたことと、

例えば戸籍制度の成立と氏名の登記は明治維新後であったことなどには注意する必要がある（星野、1988；井戸田、2006；大藤、2012；田中、2014）。権利付与についても同様のことが言えると思われる。ただし、それ以前に、戦前の日本における権利付与は現在に比べれば限定的と言えらるだろうし、後述するように植民地統治下台湾では、可視化ツールとしての身分登録制度の整備が先行し、権利付与は極めて限定的であった。

もう一つ注意が必要なのは、2冊の論文集が指摘する身分登録書類の二面性、解放的性格と拘束的性格という用語についてである。身分登録書類の二面性がどのように現れるかについては、導入時期や地域などによって変わってくる。例えば植民地統治下の台湾、特に原住民居住地域「蕃地」においては可視化が先行しており、「解放的性格」は可視化の進展した後にはじめて与えられた。後ほど詳述するように1943年以前における原住民の身分情報は「蕃人戸口簿」に登載されていたが、この「蕃人戸口簿」は二面性のうち解放的性格が確認できない、純粋な可視化ツールと言えらる。しかし、その後可視化（および後述する臣民統合）の進展によって原住民も戸口調査簿の登載対象となることで、原住民の身分登録情報もわずかながら解放的性格を獲得するようになったと考えらる。すなわち可視化が国家による国民資源の流用と結びつくと同時に、市民としての権利の行使へとつながる、ということである。このことは上記のフランスの例と逆転している——解放的性格とともに拘束的性格が導入され、可視化が進展する——ように見えるが、それは時代状況や政治環境などの違いによるものであると思われ、いずれにせよ分析上この二面性と可視化の展開の関係を注視すべきことは間違いないだろう。

2.2 身分登録と読み書き文化

次にとりあげたいポイントは、*Documenting Individual Identity (2001)* のイントロダクションで触れられている、「書くこと」や「識字率」の向上と身分登録書類の歴史との関わりである。文書記録の蓄積が身分登録制度の整備にとって重要なことはほとんど言うまでもないようなことではあるが、筆者はこの身分登録と原住民社会における読み書き文化の関係は、台湾原住民の身分登録について考えるにあたり、今後着目すべきポイントの一つであると考えている。

イギリスの社会人類学者、グディ（Jack Goody）はかつて読み書き文化が人類社会に与えた影響についていくつかの重要な指摘を行った。例えば「書き

ことば」の成立が官僚制の発達、抽象的な規則の普及・拡大、公私の別、抽象的な思考や知識の蓄積をもたらしたと指摘し、論理学や哲学の成立に寄与したと示唆している（グディ、1986：28-30；69-70；83-84）、もともと文字を持たなかった社会への、外来の書字法が与える影響についてもアフリカの例を挙げながら言及している（グディ、1986：33-34）。

上記のグディの議論からも国家の発展と書字法との関係が注目されるが、イギリスの社会学者ギデンズ（Anthony Giddens）は『国民国家と暴力』の中でこの「国家と書字の強い結びつき」について詳しい説明を行っている（ギデンズ、1999：55-64）。専門知を通じた人間の振る舞いなどの視覚化（visualization）⁷と、それを用いた規律による統治について論じたローズ（Nikolas Rose）も、19世紀における官僚的文書化、すなわち記録文書の蓄積が記録対象者の拡大をもたらし、これが統治技術と結びついていく様子を説明している（ローズ、2016：232-233）。生体認証国家としての南アフリカについて論じたブレッケンリッジ（Keith Breckenridge）も書記行為のヨーロッパ中世における発達（教会支配や国家官僚のリテラシー向上）と、近代における書記記録作成保存の拡大とのつながりを重視している（ブレッケンリッジ、2017：7）。

以上の各種指摘からも近代国家における読み書き文化の拡大（識字率の向上）と、身分登録書類の整備が強い連関を持っていることは明らかであると思われる。

台湾原住民の状況について簡単に振り返ってみると、原住民社会はかつて、いわゆる無文字社会であり、「蕃地」実効支配確立前の状況においては多くの非識字人口を抱えていたと考えられる。「蕃地」実行支配確立後、統治および可視化の拠点として警察官の駐在所が設置され、そこに併置された教育所など

7 ここで言う視覚化visualizationについて、ローズの訳書などでは「可視化」と訳されている。その「可視化」とは、そのままではとらえにくい人間の振る舞いなどを視覚的に認知可能な形（あるいは容易に認知可能な形）に変え、その視覚情報を用いて基準を設定し、評価分析することにポイントがある。ローズの著作に登場する事例においては、この視覚化されたデータを使用するのは心理学者などの専門家である。一方ですでに述べた可視化とは、スコットの議論にもとづくもので、例えばある地域の土地や人に関する情報を読み取り可能（読み取りが容易）legibleな形に変換することにポイントがあり、その情報を用いる者として統治者が想定されている。どちらも視覚が関わっており、また専門家と統治者という、多くの場合に外部者である者が用いる、という点からも両者は重なる部分があるが、典拠となる著作とそれが想定するモデルや状況が異なるため、ここでは両者を区別し、こちらの意味における可視化は視覚化という表現を用いておきたい。

で初等教育に近い、「国語」教育を柱とする教育が行われると、原住民社会全体の識字率は高まっていったと考えられる。これについて当時のこれに関わる資料、例えば『高砂族の教育』を参照すると原住民の「国語」普及率は1920年代には3割近く、1940年代には5割前後までに上昇している（台湾総督府警務局、1944：47-50）。1933年単年度のデータに過ぎないが、『高砂族調査書』では「国語」普及のデータに加えて、「文字を解する者」というデータも掲載している。それによると「国語」を解するもののうち、2割近くが教育所卒業程度とされている（台湾総督府警務局理蕃課、1944：124, 226）。『高砂族の教育』所載の「国語」普及率は「国語」を用いた会話能力を基準にしたデータであり、『高砂族調査書』所載の「文字を解する者」については単年度のデータに過ぎないため、いずれもこれによってどの程度読み書き文化の拡大を証することができるかは別の問題ではあるが、原住民の識字状況の変化について理解する上で参考にはなると思われる。また、原住民の戸口調査簿編製が開始された日本統治時代末期（1943年）においては原住民社会の識字率は上がっており、身分登録書類の記録言語である日本語に親しんで、公的書類の記載事項などを理解できる原住民も出現していたと考えられる。例えば原住民自身が警手などの警察スタッフを務めることは珍しいことではなくなっており、中には警察官になる原住民も出現していた（松岡、2012：第2章第一節参照）。こうした警察スタッフは戸口調査簿編製のプロセスに関与するようになっていたと考えられる（松岡、2015：32-33）。

現時点でも上記のようなことは示すことができるが、台湾原住民のように独自の文字と正書法を持たない、いわゆる無文字社会であったところに外来の書字法が導入されたことがこれらの流れといかに関連していったか、そして原住民が（外来の）文字に親しみ、読み書きを覚えた原住民が増加するにしたがって、それが身分登録制度の整備とどのように関わっていったのか、また、さらに究極的にはそうした文字で書かれた情報を、どの程度原住民が引き受けていったのか、については引き続き検討が必要である。

また、読み書き文化と身分登録の関係は、上掲書第3章とイントロで別の形で示されている通り、もう一つの道というべき、読み書き文化の拡大によって住民が自らの行動によって（あるいは「主体的」に）制度に変更を加える、あるいは（読み書き文化の拡大が）制度下での生に関わる実践（あるいは文化実践）へ（例えば改名）とつながりうることは、上掲書では十分に議論が展開できているわけではないようであるが、重要な着眼点であると思われる。

2.3 人名登記の制度化と人名のあり方

ここで取り上げる4つのポイントは互いに関連しあっているが、すでにとりあげた2つのポイントが身分登録制度自体に関わる内容であるのに対して、身分登録書類の記載内容に関わるのが、次にとりあげる3つ目のポイント、身分登録制度における人名登記と人名をめぐる変化である。

身分登録書類に登載される人名、人名登記とそれが原住民社会に与える影響については筆者自身何度かとりあげて論じており、そこで言及したアメリカの政治学者ジェームズ・スコット (James Scott) も北米の先住民の例を挙げながら論じているところである (松岡、2020)。

このポイントについては2冊の論文集いずれでも取り上げられている。ここでは *Identification and Registration Practices in Transnational Perspective (2013)* 所載のダルディ論文 (From Custom to Civil Status Registration) と、*Documenting Individual Identity (2001)* 所載のカプラン論文 (“This or That Particular Person”) の内容の一部を示しながら、論点をまとめておきたい。

まず上記のうちダルディ (Claudine Dardy) の論文では、冒頭において姓 (last name) ・ 名 (first name) ・ 年齢 (age) ・ 性別 (gender) ・ 出生地 (birth place) などの記載情報 (specific tag) から構成される身分登録 (civil status) 制度がヨーロッパで発展し、植民地化を通じて世界に拡散したと述べ、このプロセスをダルディは「身分登録制度のグローバル化」と呼んでいる。

このうち人名 (姓・名) は身分登録の記載欄として代表的であり、そこに記載される情報としても代表的と言える。「身分登録制度のグローバル化」の起源地であるヨーロッパにおける人名登記と、それに伴う人名の変化 (人名の固定化) については、カプラン論文がとりあげている。カプラン (Jane Kaplan) は、上記論文の冒頭で人名とアイデンティティ、身分登録の関わりについて考察し、個人の人格認識における人名の重要性⁸を指摘した上で、ドイツ、イギリス、フランスにおける人名固定化の流れを説明している。人名の固定化⁹については筆者も前出のスコットの論文などを参照しながら触れてきたが、カプ

8 人名とそれによって表されるものとの間の緊張関係、同書イントロの言い方によればアイデンティティとアイデンティフィケーションの距離。

9 前近代においては、姓にあたるもの、特に継承的父系姓などを持っている者は社会の一部に過ぎなかった。それに対して身分登録や人名登記の制度が整備されるにつれて、姓を持つ者が増えるといった形で人名の呼称・表記方法が統一化され、人名のあり方が固定化されていった。

ラン論文を併せて参照することで（ダルディの言う近代的身分登録制度の発祥地であるヨーロッパにおける）人名登記の制度化プロセスの概要が把握できるように思う。

カプランは身分登録制度の整備と人名登記について前近代の小さなコミュニティにおける自己完結型¹⁰の自己認識から、自己認識に書類が必ず介在するようになる社会状況への変化——前出のダルディの言う「全てのことが書いて記録される」新しい世界への移行へ——が重要であると指摘している。

この移行過程は、植民地やマイノリティ居住地域においては外来の文字の導入とセットで行われることになる。したがってこれは既述のグディが述べるような外来の書字法導入の問題と合わせて考えていく必要がある問題である。社会生活において人名が重要ということは一貫して変わらないかもしれないが、近代的身分登録制度が整備される過程で、社会生活において用いられる人名に書類が介在するようになり、しばしばそれが外来の言語・文字で名づけ直されるということにもつながっていくのである。上記のダルディ論文では、そのような近代的な身分登録制度と（伝統的）人名命名についてフランス領マヨットの例について言及しているが、先住民の事例については前出のスコットがアメリカとカナダの先住民を例により具体的な例示を行っている（スコット、2013）。

台湾原住民の状況について筆者は、本稿冒頭でも述べた（近代国家による地域社会）可視化の観点から、台湾原住民の身分登録と、その記載情報について説明、分析を行ってきている（松岡、2019a）。例えば上述の植民地状況において、統治者は統治対象の地域社会の可視化を目的として人名登記や身分登記簿の作成を行い、そうした情報の掌握を進めて統治体制を確立し、住民の資源の流用を行おうとする。そうした統治のプロセスにおいて人名登記は重要な役割を担っていたと考えられる。それはすでに現地に存在した人名を把握すればよいという問題ではなく、統治者の文化的習慣に依拠して名づけ直すという統治実践も行われた。例えばスコットの所論でも登場する「学校の名前」がその一例であり、台湾原住民の場合は改姓名がそれに当たる。こうした外来文化にもとづく名づけ直しは、何よりも統治者による統治対象住民に関する情報の掌握という性格を持っていたが、現地社会にとってこれは外来文化の移入を表すも

10 ここで言う「自己完結」というのはそれなりの規模のあるコミュニケーション範囲であることから筆者としては、小規模な共同体内によってオーソライズされる個人認識から（書類を介した身分認証、個体識別）、と言い換えた方がよいと考えている。

のであり、台湾原住民社会の名づけにも一定の影響を与えたと考えられる（野林等編、2019；清水、2020等参照）。

このように身分登録制度の導入による外来の言語・文字による人名の改変についてはすでに筆者自身も言及してきた点ではあるが、前項でとりあげた2つめのポイントと合わせてとらえ直せば、単なる外来文化の押しつけ、塗り替え、だけでなく、読み書き文化の導入・浸透の問題と合わせて考えるべきである、ということになるであろう。これは、身分登録書類に情報を記入するのが誰か、という問題にも関わる。日本統治時代の戸口調査簿については、日本人（内地人）か、日本語の読み書きを覚えた本島人が日本語で登記・記載を行っていた。すでに述べたように、そのような日本語で登記された原住民の人々の中には、学校教育によって日本語や文字を認識する人の比率が増えていったことは統計情報などから明らかである。また、その中から警察スタッフになるなどして統治に関わる原住民も出てきていた。そうした業務を通じて文字を用いたコミュニケーションに習熟する人も増えて行ったと考えられる。

もう一度確認しておけば、近代的身分登録制度が誕生したヨーロッパ内部で起こった変化と、その外部で起こった変化では共通点と相異点がともに認められると考えられるが、植民地やマイノリティの社会においては、上述のような重層的な影響関係を無視して論じることはできない、ということである。

一方で、次項で述べる点からしても、ダルディの述べる、植民地化を通じた身分登録制度のグローバル化のプロセスは、台湾においても検討する必要があるだろう。台湾の場合、これはヨーロッパの国による植民地化ではなく、あえて言えば非ヨーロッパの国、東アジアの国による植民地化を通じて導入された。また、身分登録制度のグローバル化にあたるプロセス、台湾への近代的身分登録制度の導入は、日本内地の戸籍を参照軸とすることからして日本の身分登録制度のあり方から影響を受けていたことは明らかである。一方で、統治者としては、前任の統治者である清朝の統治経験から影響を受けた部分もあると思われる。その点は、特に平地の状況を見る際には考慮に入れておく必要があるだろう。

2.4 植民地状況下での身分の多層性

4つ目のポイントが植民地統治下における身分の多層性である。これについては *Identification and Registration Practices in Transnational Perspective (2013)* 所収の、既述のダルディ論文が論じている点である。

ダルディは植民地化を経験した世界の多くの地域では、植民地権力は行政的標準化を行うと同時に、慣習法に適用の余地を残しておいた、と述べている。具体的には市民 citizen と臣民 subject というような二つの異なる身分上のカテゴリーを設定した、と説明し、フランスの植民地・海外領土（の多く）でも、上記のような二種の法的身分が併存するということがよく見られたと指摘している。フランス法（共通法）にもとづく法的身分と、伝統社会における慣習法にもとづく法的身分である。つまり二つの法域下の異なる法的身分、とすることができただろうか。例えばコートジボワールでは実際、植民地時代に（上記の二種の身分に対応した）臣民と市民という人民の二種の身分（カテゴリー）が創出された。

この植民地状況における身分の多層性であるが、植民地統治下の台湾でも見られたと言える。身分の多層性は身分登録制度のあり方や、それと関連する植民地統治下における法的多元状況（legal pluralism）¹¹と対応していた。内地（日本）の法規によって規定され、戸籍に当該人物の情報が掲載されていた日本人（内地人）という身分、台湾平地の法規によって規定され、当該人物の情

11 legal pluralismは日本語では法多元主義や法的多元主義という訳語が当てられている。それは前近代、より具体的には西欧中世における教会法、都市や商取引に関する取り決め、国家法、等等が並存している状況を指す場合、現代における国家法と非国家法の並存状況あるいは補完状況を肯定的にとらえる立場（浅野のこばによれば「機能的法多元主義」）を表す場合（浅野、2014；市原、2021）、民族自治に関わる政策を実現するための法整備と関連している場合（浅野のこばによれば「共同体的法多元主義」）などがある。その中で、植民地体制下における植民地本国の法律と、慣習法を含む現地特有の法規が並存し、影響を与え合うような状況に対しても法多元主義ということばで言い表されている（ベントン、2002；タマナハ、2008）。

上記のうち現代において言われる（機能的）法多元主義というのは規範として、そうあるべきという意味を含まれたある種の立場を指すものであるのに対して、植民地統治下の法多元主義は必ずしもそうした規範の意味合いを持っていない。植民地統治下台湾で法多元主義が実態として存在したことは間違いないと思われるが、規範の意味合いはないと思われるため、ここではそれを植民地統治下における法的多元状況と表現することとしたい。以下本文で述べるように身分の取扱が人のカテゴリーに対応して異なっており、かつその取扱は変化していった。大日本帝国の植民地統治下では、内地の法律、植民地台湾内でのみ通用する法規（律令等）、そしてそれ以外の法規（慣習法や、特別行政下の警察法規）などが並存し、お互い影響を与え合うような法的多元状況が存在し、影響を与え合っていたが、植民地当局としては少なくとも理念的には本国の法律に統合するという目標、つまり一元化に向けて各種政策・施策を進めていたと考えられる。

報が戸口調査簿に登録されていた本島人という身分、そして特別行政下で「蕃人戸口簿」に当該人物の情報が登録されていた「蕃人」という身分である。

一方で注意する必要があるのは、この身分の多層性は、同化の問題と合わせて検討する必要がある、ということである。上記のような身分の多層性が植民地統治下の台湾でも見られ、ダルディが述べるフランス植民地の例のように、それぞれに適用される法規が区別されることで現地の文化が温存される傾向にあったことは確かなのだが、日本統治時代の後半には、このような方針が転換されることで、従来の柔軟な対応が改められ、ある意味では、同化主義が強化されて、そのような多層性が否定されるような動きが見られた。

筆者は、植民地統治下における同化の問題について考える際に、制度的同化と文化的同化を分析上区別すべきと考えており、台湾原住民の身分について考える際についてもこのことが重要な意味を持っていると考えている。現在一般的に同化と言った場合にイメージされるのは文化的同化であろう。例えば日本語の普及による言語の同化、首狩りや屋内埋葬といった、日本とは異なる原住民独自の文化の日本的な風俗習慣への同化などであり、すでに述べた姓名（改姓名）も、一般的には、まず文化的同化の例として想定されるであろう。これに対して対応する法規や身分取扱上の区別（差別）をなくすことに関わる政策・施策は制度的同化に関わるものである。上記の身分の多層性が（相対的に）積極的に維持されていた時期においては制度的同化も積極的になされず、したがって統治者の被統治者の文化的同化も相対的に消極的であったが、被統治者に与えられる恩恵として制度的同化を実現することで、文化的同化を迫る、というような動きが日本植民地統治下の台湾で見られた。

前項でとりあげた人名登記が一つの例である。台湾住民の姓名については、日本による台湾の植民地統治開始以来、台湾住民の文化的習慣（「旧慣」）を尊重する方針がとられてきた。前述のように1920年までは、植民地統治の方針自体も特別統治主義が採用されていた。それに対して1920年以降は、台湾に対していわゆる内地延長主義、すなわち内地の法制度を適用、または準用する方針がとられた。

だが旧慣尊重の姿勢は内地延長主義採用後の台湾に依然として残っていた。本島人の姓名についても旧慣が認められていた部分があった。例えば本島人女性が結婚後も実家の姓を残すために「二字姓」を認めていた。

しかし、その後このような旧慣尊重の姿勢は段階的に改められていくことになる。例えばこの「二字姓」を認める方針は、共婚法成立（1933年）のタイミ

ングで転換され、認めない方針となった。またそれと合わせて台湾の漢族に存在していた「同姓不婚」という旧慣も否定される（「旧慣打破」の対象となる）ことになった（栗原、2008）。つまり制度的同化に合わせて、文化的同化も求められることになった¹²と言える¹³。

既述の、原住民に対して行われた改姓名も、同様の例として考えられる。「平地」において、戸口調査簿の戸籍「転用」が実現された時点で（交換条件のように）二字姓などの旧慣が否定され、改姓名が実施されていったように、「蕃地」において原住民が戸口調査簿の記録対象として編入され、改姓名が実施された、と筆者は考えている。その背後の論理は次のようなものであったと考えられる（松岡、2020：61,72）。制度的同化承認（認定）のための条件達成のため、当局は原住民の文化的同化に関わる施策を実施しており、一定の成果

12 このように制度的同化（「平等」）のために文化的同化を求めるような見解は当時の統治者の多くに見られたのではないかと考えられる。例えば陳培豊は、台湾総督府学部部长（兼総督府国語学校校長）隈本繁吉の同化をめぐる発言を紹介しているが、そこでも制度的同化の条件として文化的同化の達成を求めるような見解が紹介されている（陳培豊、2001：185-186）。また、文化的同化の代表例としては解纏足や（辮髪）の断髪など漢族的文化習慣を改めさせる動きが挙げられるだろう（呉文星、2010：第5章）。こうした漢族的文化習慣を止めさせるような動きは、必ずしも強制的ではなく、むしろ柔軟な「漸禁」的な方針がとられていたが、統治者としては「本島人」に文化的同化（ここでは纏足をやめ、辮髪を切る）を求めることは一貫した主張であり、これにともなって纏足や辮髪は漢族の文化的習慣として衰退していったと見られる。レオ・チンが文芸評論家尾崎秀樹の記述を引用しながら説明することによれば、1937年の日中戦争後、「皇民化」の名の下に制度的同化のために文化的同化を迫る、という圧力が強まっていたようである。ここにおいて中国文化や台湾文化に関わる要素が禁止された。具体的には中国語の使用や寺廟の廃止、そして公学校での台湾語使用の禁止などがなされた（荊子馨、2017：109-110）。

13 このように制度的同化のための条件として統治対象住民に文化的同化を迫ることは大日本帝国に限らず、他の植民地でも見られたと思われる。しかしこのような姿勢は日本特有の側面もあったようである。レオ・チンが矢内原忠雄の論考（「軍事的同化と同化的・日仏植民政策比較の一論」）を紹介しながら分析しているように、フランスの同化が普遍的人権思想にもとづいて植民地現地住民にフランス人同様の自然権を認め、フランス人になる可能性を認めたのに対して、日本による植民地統治は日本人の精神の優越を前提として被植民者に対して日本語や「日本精神」を植え込もうとする。すなわち政治的権利などは「日本人になるプロセスを終えた後に」はじめて与えられるものであったと指摘している（荊子馨、2017：114-115）。この指摘が正しいとすれば、制度的同化のための条件として文化的同化を求める方法は日本特有の部分があると言えるのかもしれない。

を挙げているものの、すでに普通行政を実施している本島人とはまだ諸々の差が見られるため、原則的に考えれば制度的同化の達成は難しい。しかし国民資源の流用（兵員確保）のために、そのような原則を飛び越える形で、原住民に「臣民」としての制度的同化を認めることとした。そのような論理を背景として実施されたのが1943年の戸口調査制度編入という行為であった、と考えられる。

第1節で述べたように、台湾原住民も「台湾の戸籍」と呼ばれた戸口調査制度に組み入れられることで日本統治時代末期（1943年）に台湾原住民の制度的同化が進んだ。これはそれ以前と比べれば大きな改革であり、それに伴い文化的同化に関する施策も強化されたことは確かだが、その制度的同化が貫徹されていれば消滅していたはずの身分取扱上の差異、多層性は解消されたとは言えなかった。次節で詳述するように、原住民の身分取扱のアンビバレントな状態は、最後まで残ったのである。これについて台湾原住民の身分上の取扱は日本統治時代のほとんどにおいて他の臣民とは別の扱いがとられた、という言い方もできる。こうした扱いの違いが、ダルディ論文でも主題となっている身分登録制度のあり方にも大いに関係した。

このように法的身分の多層性の問題は植民地統治下台湾の状況について見る際にも重要な論点となるが、一方でこれらの論文集が主に扱うヨーロッパおよびその植民地の状況と、台湾の状況とは異なる部分も指摘しなくてはならない。

まず、ダルディ論文で設定されている、既述の「ヨーロッパ起源の身分登録制度のグローバル化」という問題設定については、日本を含む東アジアの文脈においては単純に適用できないことは明らかであろう。いわゆる戸籍制度は東アジアにおいてある程度の歴史を持っており、その近代化のプロセスはダルディ論文で言及されている事例とはかなり異なっている。それは、例えば本籍地という概念にもとづく日本の戸籍が（世界的に見て）特殊ということであろうが、指摘しておかなくてはならない。またヨーロッパ起源の身分証書と日本の戸籍では体系が異なっている点も無視できない。

可視化データ継承の問題に関わっては、戦後の台湾をめぐる内外の状況が特殊であることにも注意しなくてはならない。台湾の場合は、単なる旧宗主国からの独立、というプロセスではなく、非植民地化は果たしたものの、他の国家の一部として引き継がれることになり、しかもその国家がその後台湾規模に収縮するというプロセスをたどった。

また、筆者が研究している台湾原住民の状況は、ダルディ論文で示されてい

る事例よりも総じて複雑であると言える。これは他地域の先住民族、マイノリティの場合も同様に複雑であることが予想される。

3. 原住民に対する国民統合と可視化・流用

以上述べてきたことをふまえて、本節において身分登録と近代国家による国民統合のプロセスとの関係について、植民地統治下台湾の原住民の状況をまとめておきたい。

近代国家の統治下において身分登録書類というのは国民としての成員資格を持つ者の名簿という性格を持っており、そこへの情報の登載や可視化・流用をめぐる状況は、国民統合と密接に関連していると考えられる。戦前の台湾に対する植民地統治において行われた、原住民を含む台湾現地住民の統合は広義には国民統合の範疇に入ると考えるが、戦前の大日本帝国統治下の特殊な国民統合であったことを強調するために、ここでは「臣民統合」という用語を用いることにしたい。大日本帝国の統治領域において、被統治者としての地域住民は「臣民」として位置づけられていた¹⁴ことに加えて、植民地まで含めた大日本帝国統治領域（全体）の被統治者の置かれた立場として、「臣民」を用いることが適当であると思われるためである。このうち内地住民は1920年代に普通選挙権が認められるなど（田中、1975：90；山中、1999：第4章など参照）、少なくとも形式的には（前節第4項で取り上げた）ダルディの言うようなフランス「市民」と比較できるような権利を伴うようにはなっていたと考えられる。しかしこれは、戦前の大日本帝国統治地域全体（また大日本帝国の存続期間全体）から見れば、むしろ特別な状況であったと言えるのではないか。上記の普通選挙権付与後の内地人の法的身分というのは、大日本帝国臣民（一般）としての権利に特別な権利が上乗せされたものと見ることができるだろう。

以下で述べる、原住民の臣民共同体への編入に向かう動きは、特に1920年代以降の「内地延長主義」採用以降の植民地統治において「帝国臣民」という身分に分け隔てをなくしていこうという流れが実在したことを示すものである。これも後述するようにその流れに限界があったことは確かであるが、「帝国臣民」全体の制度的同化に向かう方向性が存在し、ある程度それが実行に移されたことは明らかである。

14 大日本帝国憲法や、被統治者の身分に関わる関連法規（国籍法、戸籍法など）の説明・記述にもとづく。

3.1 「蕃地」実効支配確立以前の原住民の身分

繰り返しになるが、植民地統治を開始したばかりの台湾総督府のように、外来の統治者にとって、統治対象地域社会についての情報の把握・蓄積は少なく、現地社会の状況は見通しにくいものであったと考えられる。この状況を改善するため、統治者は地域社会の可視化を行うが、近代国家においてはこの可視化は統治対象地域およびその地域住民に関する情報の全面的な掌握を目指して行われる。その際に実際に使われるツールの一つが身分登録書類である。

第1節で述べたように植民地統治開始当初、原住民はこの可視化の対象にさえ入っていなかったと言える。植民地当局が原住民居住地域「蕃地」の実効支配を確立できていなかったからである。この「蕃地」実効支配確立以前の「蕃地」に住む原住民の身分は極めて不安定であった。

その時点では、原住民には、大日本帝国の臣民籍があるのかどうかさえ、確かでなかった。例えば「蕃地」実効支配未確立期に作成された台湾総督府参事官、持地六三郎の「持地参事官の蕃政に関する意見」には、原住民は帝国に対する叛逆状態にあり、臣民籍を与える資格がない、という主張が示されていた。覆審法院判官、安井勝次が『台湾慣習記事』に寄稿した意見も同様であった(田中、1981)。かつて台湾の身分登録について論考を著した田中宏は、このような原住民に人格を認めない考え方が、「蕃地」討伐の前提となったと指摘している¹⁵。

そもそも、日本統治開始期において、台湾総督府の台湾住民の国籍に対する解釈自体が揺れていた。つまり、植民地開始当初は、原住民だけでなく、台湾の住民(全体)の身分取扱方針が確立していなかった。この新たに獲得した植民地の住民の国籍に関して、当時の日本で学説が争われていたのである。停止条件説と解除条件説である。

台湾の植民地法制について論究した浅野豊美によれば、このうち後者が採用された。この立場では、臣民の地位と臣民の権利義務は分離可能と考え、植民地統治開始と同時に、(一部の住民、例えば清国の官僚などを除き)台湾住民に国籍(臣民籍)が与えられたと考える(浅野、2008:30-44)。

この学説(解除条件説)によれば「蕃地」の住民にも、日本統治時代開始から臣民籍が与えられるはずである。にもかかわらず、原住民は「叛逆状態」に

15 「蕃地」討伐の正当化については、やはりこの持地六三郎と安井勝次の見解について著書の中で触れた松田京子も同様の見解をとっている(松田、2014:101-110)。

あるのでまだ臣民籍を与えるわけにはいかないという、矛盾した状態にあったと言える。対外的には臣民籍があると言うが、内国的には臣民籍がない状態と言ってもよいのかもしれない。原住民の「国籍」はこの段階で矛盾した状態に置かれていたとも言えるだろう。この矛盾を解消するためにも実効支配の確立が急がれたはずである。このような事情と、「蕃地」討伐と呼ばれる「5ヶ年計画理蕃事業」が、原住民に人格を認めない態度で行われたことと、対応していると考えられる。

3.2 「蕃地」実効支配確立以後の原住民の身分と可視化・流用

第1節でも触れたように、植民地当局は「五ヶ年計画理蕃事業」を経て1910年代中葉には「蕃地」の実効支配を確立した。理論的には、これによって、「叛逆状態」にあったために臣民籍を与えない、という理由が取り除かれたと考えられる。したがって他の台湾住民と同様、解除条件説によって「蕃地」住民にも臣民籍が与えられたと考えられる。

「蕃地」実効支配確立後に植民地当局が「蕃地」の可視化、原住民社会の可視化を本格化させたことも、これと対応していると考えられるだろう。これによって可視化の対象から除外されていた原住民も可視化対象の範囲に入り、その身分情報が身分登録書類へ登載されるようになったということである。ただし、原住民の情報が登載された身分登録書類は戸口調査簿ではなく、純粋な可視化ツールとしての「蕃人戸口簿」であるという状態が長く続いた。

既述のように、台湾の普通行政区域（「平地」）においては戸口調査簿が編製され、これが日本（内地）の戸籍に準ずるものとして認定され、「台湾の戸籍」と称されるようになった。このようなプロセスで、台湾住民の身分登録が進められ、（台湾に居住する）臣民の名簿としての戸口調査簿の編製が進められていった。

しかし、既述のように「蕃地」の住民には、長い間にわたってこの戸口調査簿が編製されなかった。これは台湾原住民の身分のアンビバレントな状態を体现していたと考えられる。上記のように解除条件説によって台湾住民（全体）の国籍（臣民籍）が確定し、「蕃地」の実効支配確立を経て、台湾原住民の臣民籍は認められたと考えられる。統治対象としては、臣民では「ない」とは言えない。「ない」ということであれば、植民地当局が「蕃地」への実効支配を確立していないということになり、かつて台湾原住民居住地域を「化外の地」と称した清朝と似たような立場をとることになってしまう。しかし、その意味

で統治者としては原住民の臣民籍については認めざるを得なかったとしても、原住民の法的身分はそれと対応するはずの権利義務が付随しない、臣民籍のみがある身分、身分としては極めて不安定なものであったと言える。少なくとも、植民地統治体制の内部では、臣民共同体への編入が完了していない状態であったと言える。

その証拠が、すでに述べた戸口規則の適用対象とならないこと、戸口調査簿の編製対象とならないことであった。「台湾の戸籍」でさえない「蕃人戸口簿」編製において行われる個体識別はある種のアイデンティフィケーションではあるが、ただそれは身分公証や権利付与とは関わらない、可視化の要素が前面に出ている、その意味で蕃人戸口簿は純粋な可視化ツールであると言える。既述のように身分登録書類には二面性が存在するが、「蕃人戸口簿」はそのうち身分公証や権利付与という解放的性格と関わる要素が欠落した状態であったと言える。その意味で、(原住民への戸口規則適用が実現する)1943年以前においては、台湾原住民の「臣民」としての地位の実質は、植民地統治の対象で「ある」と言うだけの統治者の一方的な宣言に近いものであり、その意味では未だ臣民共同体への編入がなされていないと言える。

ここから確認できるのは、大日本帝国の植民地統治のように、近代国家が新たな地域の統治を開始したような状況下では、可視化の初期段階において、身分登録に地域住民の情報が掲載されることは、純粋な(国家による統治対象地域住民の)情報掌握の側面が強く、対象者の国家成員資格とは必ずしも関わらなかったということである。その場合、掲載された者に対する権利付与は問題にされない。その意味ではこの段階における個人と国家の書類を通した関係は、成員資格のあるものの掲載(メンバーのリスト)というよりも、単なる統治対象者の情報の掲載であり、ここに掲載されることは(地域住民)個人が国家の統治対象として一方的に名指されることに近いと思われる。したがってこの段階における臣民統合は、統合のプロセスにおいては原初的な段階であり、現地住民を(一方的に)統治対象者としての「臣民」として見出す、「臣民の創出」に重点があったと指摘できるとと思われる。

このことについては、(身分情報の)可視化の先にある資源の流用との関係について見ておくことで論点を補強できるとと思われる¹⁶。流用の例としてよく挙げられるのが徴税である。他の例としては、人的資源の流用による徴兵や徴用が挙げられるだろう(この例の詳細は松岡、2020参照)。

台湾という地域が植民地として近代国家の統治対象領域内に組み入れられた

時点で、「蕃地」住民は臣民としての資格を必ずしも認められておらず、臣民共同体の一員であるかどうか不明確である状況において、流用の対象外にあった（流用の対象外の住民は統治対象としての確認・掌握という意味での個体識別はするが、権利付与などに関わるアイデンティフィケーションの対象とはならない）。徴税や徴兵などの流用の対象外とされていたことも、これと対応していたと考えられる。

植民地当局としてはこのような原住民について（「蕃地」実効支配確立後）まず可視化の対象とすることで原住民を臣民と見なし、そのような意味で前述の「臣民の創出」を行った。戸口調査簿ではないものの、身分登録書類に情報を登載したことが、これと対応していた。この臣民創出のプロセスは、理念的には臣民共同体の成員の情報が保存された仮想空間のようなものを想定するとわかりやすいと思われる。そのような仮想空間の実体は、身分登録書類である。身分登録書類に情報が（初めて）記載されることが、すなわち国家による臣民創出の実行動である。ただしこの状態において原住民に臣民籍を与えたと考えられるものの、臣民共同体には正式に組み入れられていない、というアンビバレントな状況におかれていたとみられる。植民地当局はそのようなアンビバレントな状態を解消し、臣民共同体に正式に編入するためにまず臣民形成（広く見れば国民形成）に関わる諸施策を行ったと考えられる。その臣民形成に関わる諸施策とは、先述の「蕃地」の普通行政区域編入のための諸施策である。例えば資本主義経済体制への組み込みを目指した授産などの経済施策、日本語教授などの文化施策、そして国民意識の涵養などの政治施策などである¹⁷。そこで植民地当局は「蕃地」住人たる原住民の、「平地」住民への制度的同化を目指していたと考えられる。植民地当局としては、こうした施策の効果が発揮さ

16 可視化と流用の関係については、前出のスコットの議論にもとづいている。流用 appropriation とは、国家が統治対象となった人民（「国民」あるいは「臣民」）の資源（の一部）を徴収し、国家が運用できる形にすることを指す。スコット自身がくりかえし言及する、徴税や徴兵を流用の典型的な形として見るができる。特に人的資源の流用という意味では、徴兵や労働力の徴用を例として示すことができるだろう。この流用の手段や結果がバランスを欠いていれば、収奪や搾取といった訳語がよりふさわしくなるだろう。スコットは近著において、前近代の国家における奴隷の略奪を例に、国家による人的資源の流用について言及しているが、そのような場合は、まさに収奪ということばが訳語としてふさわしいであろう。

17 こうした諸施策は、「蕃地」の普通行政区域へ組み込み、行政上の一元化を目指すためのものであることから、筆者は「地方化」政策と呼んでいる（松岡、2012）。

れて、原住民および原住民社会にある程度の条件が揃った上で臣民共同体へと編入する、という方針であったと思われる。これらの施策は、臣民共同体編入への前提条件を揃えるための臣民形成のための施策であったとも言うことができるだろう。

このような原住民に対する統合プロセスは、現在から見ると必要以上に時間と労力がかけられているようにも見えるかもしれない。しかしアジアに存在した前近代の国家の多くの支配領域のうち直接統治の範囲が限られており、直接の流用の対象（としての住民）が限られていたことを考える（ギデンズ、1999：74；スコット、1998：186-187など参照）と、例えば清朝が台湾原住民居住地域を直接の統治対象としていなかったことも不思議ではない。そこから考えれば、スコットのことばによればそのような「国家空間」ではなかった領域（「蕃地」）の統合に一定の時間と労力が必要とみなされたとしても不思議ではないのかもしれない。

3.3 「蕃地」への戸口規則全面適用後の原住民の身分と流用

「蕃人」を「本島人」に編入し、エスニック・カテゴリー自体を取り払うというような制度的同化は結果的に日本統治時代終了までなされなかった。しかし、その制度的同化は後に一部実現を見た。それが1943年の戸口規則の「蕃地」への全面適用である。

これによって台湾原住民は、台湾の身分登録制度に編入され、内地の戸籍に準じる身分登録書類に正式に登録された。制度的な扱いが他の台湾現地住民と同化された原住民は、流用の対象となることと引き換えに、一定の権利が付与されることになったのだと考えられる。これにより原住民は単に臣民籍を与えられているだけの取扱の不明瞭（アンビバレント）な現地住民ではなく、臣民共同体へと編入されたと考えられる。

この1943年の戸口規則の「蕃地」への（全面）適用が行われた理由は、いわゆる戦時下の状況と関係していたと思われる。すなわち第二次世界大戦下、日本にとって戦局が厳しさを増す中で上記のアンビバレントな状況が改めて問題になったことが大きく関係していると思われる。言い換えれば、原住民を明確に流用（徴兵）対象とするに当たって、臣民への（正式な）編入が急がれることになった、とすれば1943年の「蕃地」への戸口規則の適用の背景は理解しやすいのではないだろうか。このような形で原住民を臣民共同体に編入するというのは、当時の原住民統治の基本方針からは逸脱していたと考えられる（松

岡、2020：72）が、（そのような現地の事情を飛び越えて）戦時中の兵員確保のため植民地住民の身分や権利を調整しようという動きは珍しくなかった（田中、1974：90；田中、1975：86；駒込、2016：42）。

既述のように、原住民の身分登録は、「蕃人戸口簿」という純粋な可視化ツールを用いて行われた。しかし、上記のように1943年に「蕃地」に戸口規則が適用されると、原住民にも「戸口調査簿」が編製されるようになった。これによって、原住民の臣民としての地位が正式に認められ、臣民共同体への編入が行われたと考えられる。これによって臣民としての、何らかの権利義務が付随したのかどうかと言うと、上述のように、当時の状況から考えて義務については徴兵の例で明確と思われる。ではそれが何の権利と対応していたのか¹⁸と言うと、まず臣民登録簿たる「戸口調査簿」に登載するということが自体が権利あるいは特権のようなものとみなされていたと考えられる。すでに述べたように、1910年代以後は、台湾原住民に対して（統治対象としての）臣民籍は認められていたものの、原住民は正式には臣民として認められていない、というアンビバレントな状態におかれていた。1943年の「蕃地」への戸口規則全面適用は、この状態を解消して、原住民を正式に臣民として認めることで、正式に流用の対象とする措置であったと考えられる。

ただし同時に、1943年以降も本島人と原住民の扱いの差は残っていたことに注意する必要がある。原住民の法的な身分のアンビバレントな状態は、ある意味では日本統治時代終了まで続いた。例えば原住民は「公課」から免除されていた。上記のように1943年を境に「本島人」と原住民の間の差別的な身分取扱は変更されたのであるが、原住民にも公課を課すということにならなかった。日本統治期末期にあっても、「公課負担」を目指して「高砂族自助会」などによる訓練措置が行われており、「公民となるための訓練」は最後まで続けられたのである（松岡、2012：84-85）。

3.4 可視化・流用と臣民統合、法的身分の多層性

以上述べてきたように、「蕃地」住民たる原住民の身分は、「蕃地」実効支配確立後の1915年前後と、1943年という画期を経て臣民統合の完成、臣民共同体への編入へと進んでいったと考えられる。その意味では、台湾住民の制度

18 このような義務に対して与えられる権利がアンバランスであったという点は、田中宏がかつて指摘した通りであろう（田中、1974；田中、1975）。

的同化は着々と進め得られたという見方もできるかもしれない。

しかし、上記のような臣民統合に向かう流れが進んでいた一方で、植民地統治下の台湾住民の間で、言い換えれば同じ臣民の間でも地位・身分・権利をめぐって様々な違いが最後まで存在し続けていたことも確かである。とくに1943年までは、内地人、本島人、原住民の身分の差は明らかであった。

このように臣民としての扱いが曖昧であるのは現在から見れば奇異に見える。現在であれば「国民」の「国籍」と「市民権」（いずれもcitizenshipと言われる）は強く結びついていると理解されるからであると思われる。あるいは分析上は成員資格（地位）と権利を分けて考えることができるものの、通常は両者一体のものと理解されるからである、と言ってもよいのかもしれない¹⁹。

しかし当時の台湾の状況ではこの両者が分離して考えられていた。それはすでに述べた解除条件説により、臣民の地位と権利義務が分離して考えられていたからである。臣民の中でいくつかの法的身分が設定され、それぞれに与える権利に差をつけていたことの根拠の一つがこれであったのだと思われる。

以上のことをふまえて、最後に、こうした臣民統合のプロセスと可視化・流用との関係を整理しておきたい。これらはいずれも身分登録書類と強い関連性を持っている。可視化と身分登録書類との関係についてはもはや繰り返す必要はないだろう。臣民統合のプロセスと身分登録との関係については、特に本節

19 ここで前者の「国籍」と「市民権」の区別についてはブルーベイカー（Rogers Brubaker）の『フランスとドイツの国籍とネーション』での議論に準拠しているが、「移民の時代」におけるシティズンシップについて論じたヨブケ（Christian Joppke）は、シティズンシップを地位、権利、アイデンティティという三つの次元で理解すべきであると論じている（ブルーベイカー、2005；ヨブケ、2013）。このうち「地位」としてのシティズンシップについては「成員資格」のことであり、「国籍」（や「戸籍」）と対応していると考えられる。一方で「権利」としてのシティズンシップは、この成員が保持を認められている権利のことであり、ブルーベイカーの区分けで言うところの市民権に対応していると考えられる。これに対してアイデンティティとしての市民権とは、個人を政治共同体へとつなぎとめる共通のアイデンティティや信条であり、人々が経験的に自ら懐く信条と、国家が人々にもたせようとする規範的信条であるとしている。地位、権利、アイデンティティのうちこのアイデンティティについては説明や議論が最も曖昧である。現代におけるシティズンシップについて論じるに当たってこの三者を分けて論ずることの意味は認められ、シティズンシップの分析についてこの三者を分けて整理することの意味も認められるものの、一方で、ヨブケ自身が例示しているように、実際に各国が提示する国家が国民に求めるアイデンティティについても大いに揺れている。地位と権利と並ぶほどの一つの軸となるのかどうかはまだ実証的な検討と議論が必要のように思う。

において述べてきた通りである。それぞれが、身分登録の二面性に対応している。可視化と身分登録書類との結びつきは身分登録書類の拘束的性格と関連が深い。台湾原住民に対する臣民統合のプロセスは上記の限りでは解放的性格とのつながりが見えにくい、理念的には、臣民統合の先にあるはずの一定の権利と義務が伴う「国民としての統合」を想起すればその性格に当たるものが浮かび上がると思われる。身分登録書類の二面性は、可視化の複雑な影響を示すものでもある。可視化が国家による国民資源の流用と結びつくと同時に、市民としての権利の行使へとつながる。これについてフランス革命以後のヨーロッパで実例が見られたことはすでに述べた通りである。

植民地統治下の台湾において、植民地統治が進むにつれて臣民への権利の付与が問題となったことは言うまでもないだろうが、それと同時に、(外から持ち込まれた、直接化された国家と個人の関係を前提として) 前近代の国家よりも全面化され、徹底化された可視化、あるいは情報の掌握が行われたと考えられる。

台湾で行われた広義の国民形成の段階というのは、戦前の帝国臣民の間の格差、法的身分の違いについて考えた時に、さらに何段階かに分かれていたと考えられる。少なくとも当時の状況から考えて、同化というのは、ある意味ではその区別の解消を目指す仕掛けとして、また一種の介入の方式として重要であった。戦前の植民地台湾の状況において内地人の身分(内地の戸籍に登録され、一定の権利を備えている)が完成に最も近いモデルであったと考えたとして、これと本島人の身分(「台湾の戸籍」に登録され、内地人より劣る一定の権利を与えられるに至った)、原住民の身分(「台湾の戸籍」ではなく特殊な身分登録書類に登録されており、いわゆる参政権のような「市民の権利」に当たるものは与えられていない)の間には格差があった。もしこの状況下で仮に与えられる権利を向上させていくとしたら、何らかの方法(内地人との結婚、養子縁組²⁰など)でこのような階梯を上る必要があったが、多くの場合、それは難しかったと考えられる。

一方では大日本帝国の臣民という概念は内地人から原住民までを含み込むよ

20 『高砂族調査書』所載の1933年のデータによれば、内地人や本島人と婚姻した原住民、あるいは養子縁組した原住民はわずかであり、特に内地人と婚姻した者は男女合わせても32名、内地人と養子縁組した者はデータ無し(無いということだと思われる)である(台湾総督府警務局理蕃課、1936:142)。

うな広い概念であったが、その臣民の中で、ダルディの言うような異なる身分取扱がなされていた。これについて地域住民個人の立場で考えれば権利向上のためには「市民」となることを目指して、さまざまな条件を達成しなければならず、統治者の立場に立って考えれば（もしこの違いを無くしていくことを目指すのであれば）制度的な改革を行わなければならなかったと考えられる。1943年の戸口規則改正によって、後二者の身分が統一され、制度上の同化が実現したと考えられるが、ただ、事実上違いはまだ残っており、よりはっきりとした区別として前者と後二者との間の区別が残っていた。

臣民の間の違いをなくしていくという意味で制度的同化を進めていくのであれば、さらに内地人と本島人の身分の統一が図られてもおかしくはなかったが、この意味での制度的同化は完成しなかった。帝国臣民の間の複数のカテゴリー、ダルディの言う市民と臣民の間の区別のような差異は維持された。この区別を解消するためには文化的同化の実現が必要となったと予想されるが、それは難しい（現実的ではない）というのが当時の統治者の判断であったと考えられる。植民地統治下では、この意味での制度的同化の完成は不可能であったと考えられる。同化というのは、文化の異なる人々を、同じくしようとする行為であり、原理的に考えればそれは永遠に達成不可能な目標であるとも言える。現実的に考えて、何らかの条件が達成されれば文化的同化が実現したとみなすのだとしても、一定の政策と時間が必要になると思われる。しかし植民地独自の身分取扱を解消することは、植民地制度そのものを否定することにつながる。

現在の状況で考えれば、以上述べてきたような、可視化、流用、権利付与というのは相互に関連し、ある一つのサイクルを構成するようになっているのだと想定できる。それに対して戦前の台湾の状況では統治対象住民を可視化し、掌握した後に流用対象とし、一定の条件が揃った段階で権利付与を与えていくというプロセスは、身分登録への登載と国民成員資格の認定と呼応しあいながら、この順で段階的に進んでいったと考えられるが、一方で、それが完成した段階において可視化、流用、権利付与というサイクルのどこかが欠けるかと言うと、そうではないと思われる。国民形成の完成段階では国民が可視化の対象となること、流用の対象となること、権利付与・保証の対象となることが自明視されるようになり、可視化、流用、権利の付与というのがループを形成することになるのであろう。

本稿で述べてきた戦前の台湾の状況からは離れるが、本稿で述べてきた臣民統合の後に続く、近代国家による国民統合と可視化とのつながりについてさら

に考えれば、このような臣民統合（あるいは臣民創出）、「国民として」の統合のさらに次の段階として、統治対象の地域住民に対して行われるのは既出のローズの言う主体性の統治であると思われる。そこではさらなる権利が付与され、いわゆる国民の権利が平等に与えられるようになり、近代国家による統治の焦点が臣民共同体に対する規律による統治から、国家の関心は数字や科学データや専門知や専門家の介入を通して「望ましい主体（としての市民）」を作ることに移り、国家統治における統治性が問題となる。その段階における国民形成は、「望ましい市民」を作るという意味であえて「市民形成」、と呼んでよいのかもしれない。ローズの研究からは、この市民形成の段階においても、可視化と流用は問題となることが示唆される。可視化ツールとしての身分登録制度が完成したとしても、例えばその後生まれた人は新たな可視化の対象として新規登載の対象となり、そこに登載された人物は流用（徴税・徴兵）の対象となるからである（第一次および第二次世界大戦におけるイギリスにおける兵士や公衆の士気の視覚化や統治についてローズの説明・記述を参照（ローズ、2016：第一章））。このことは、そのような段階にあっても上記で述べてきたような身分登録、国民統合と、可視化や流用との関係の分析は引き続き重要である、ということを示している。

おわりに

本稿では、植民地統治下台湾の可視化と身分登録の状況について概観した上で、主に二方面から分析を深めることを試みた。

まず身分登録やアイデンティフィケーションに関わる重要文献にもとづき、身分登録の分析について重視すべき4つのポイントを確認した。

一点目は身分登録の二面性、身分登録書類の解放的性格と拘束的性格に関わる。これについてヨーロッパの文脈においては、例えばフランス革命の歴史的役割を考える際にはこの両者が強く結びついていたことが確認されており、可視化との関係で言えば、国家による統治対象地域住民の可視化と同住民に対する権利付与が同時に問題とされたと考えうるが、植民地統治下の台湾では権利付与ではなく可視化が先行していたことが確認できた。

二点目のポイントは身分登録と読み書き文化の関係についてである。読み書き文化の拡大と身分登録の関係については身分登録書類の研究上重要なポイントであることを確認できた。

三点目のポイントは人名登記の制度化と人名のあり方についてである。身分

登録制度のグローバル化と人名の固定化は台湾でも展開された。これが身分登録のあり方やこれと関わる同化（制度的同化と文化的同化）と連動していたことも明らかである。ただし、今後の展望として読み書き文化との関わりの中でフォローすべき点があることも確かであることが明らかになった。

最後のポイントとなるのは植民地状況下での身分の多層性についてである。ダルディの言う市民と臣民の区分けはそのままの形では植民地統治下台湾の状況に適用できないが、植民地統治下で異なる法的身分があり、それによる扱いの差があったことが確かであり、その実例が身分登録制度のあり方に影響を与えていたことも確かである。また、そうした多層性を解消するような制度的同化が実施されていったことにも注意が必要である。

以上の四つのポイントをふまえて、台湾原住民に対して行われた植民地統治下における近代国家による国民統合と可視化・流用について整理すると以下のようになるだろう。

まず1910年代以前、植民地当局による「蕃地」実効支配前の状況では台湾原住民は、大日本帝国の臣民であるかどうか不明、あるいは不確定な状況にあったと考えられる。この段階において原住民は可視化の対象外であったと考えられる。

1915年以後、「蕃地」実効支配確立後には植民地当局は原住民を臣民とみなし、少なくとも対外的には臣民籍を認めることとなったと思われる。これによって原住民は可視化の対象となり、身分登録書類に情報が記載されるようになった。しかしこの臣民としての地位は未だ不安定であり、この段階において原住民は臣民共同体へ編入されたとは見なされていなかったと考えられる。したがってこのことに対応して原住民は流用の対象外にあった。

日本統治時代末期に行われた原住民の戸口調査制度への編入は臣民共同体への編入を表すものであったと考えられる。これを受けて可視化の対象ではあるが流用の対象ではなかった原住民も流用の対象となった、あるいは流用の対象とする手筈が整えられたと考えられる。

このようにして日本統治時代を通じて原住民の国民統合が進んでいったと考えられるが、一方でそれでもダルディの示すような身分の多層性が残ったことも確かである。日本統治時代終了まで、内地人と本島人の差、本島人と原住民の差は残ったのである。

謝辞 本稿のもととなる、日本や台湾において行った研究報告について貴重なコメントを賜った方々へ厚く御礼申し上げたい。本稿の内容は、JSPS科研費JP17K13292の助成によって行われた研究の成果の一部である。

参考文献

- アバウト等編 (Ilsen About, James Brown, And Gyle Logergan (eds.))
2013 *Identification and Registration Practices in Transnational Perspective* (Palgrave Macmillan)
- 穂原圭二
1940 「本島人の姓名変更に関して」『台湾警察時報』第291号 (1940年2月) : 20-25
- 浅野有紀
2014 「私法理論から法多元主義へ」『社会科学研究』第65巻第2号 : 89-112
- 浅野豊美
2008 『帝国日本の植民地法制』(名古屋大学出版会)
- 市原靖久
2021 「法多元主義と『新しい中世』」『関西大学法学論集』第70巻第5号 : 1101-1155
- 井戸田博史
2006 「名前をめぐる政策と法：明治前期を中心として」上野和男・森謙二編『名前と社会』(早稲田大学出版部) : 76-99
- 今村孤舟
1942 「高砂族進化の現段階と志願兵制度」『台湾警察時報』第315号 : 39-43
- ウォルターズ (William Walters)
2016 『統治性』(月曜社)
- 王泰升
2011 「日治時期高山族原住民の現代法治初体験」『台大法学論叢』第40巻第1期 : 1-98
- 大藤修
2012 『日本人の姓・苗字・名前』(吉川弘文館)
- 重田園江
2018 『統治の抗争史』(勁草書房)
- カプラン (Jane Caplan)
2001 “‘This or That Particular Person’: Protocols of Identification in Nineteenth-Century Europe” (Caplan and Topey (eds.)) *Documenting Individual Identity* (Princeton University Press) : 28-48
- カプラン等編 (Jane Caplan and John Torpey)
2001 *Documenting Individual Identity* (Princeton University Press)
- 釜田安一
1943 「戸口規則中一部改正：高砂族はその主たる居住地に本籍を定め得る」『台湾警察時報』第328号 : 7-13

岸上伸啓

2006 「カナダ・イヌイットの個人名と命名」上野和男・森謙二編『名前と社会』（早稲田大学出版部）：252-271

基隆燈

1942 「戸口事務市街庄移管を論ず」『台湾警察時報』第317号（1942年4月）：35-37

ギデンズ（Anthony Giddens）

1999 『国民国家と暴力』（而立書房）

栗原純

2008 「日本統治下台湾における旧慣尊重と同化政策：戸口調査簿における女性の姓と改姓名」『史論』：47-67

グディ（Jack Goody）

1986 『未開と文明』（岩波書店）

荊子馨（Leo Ching）

2017 『ピカミンク＜ジャパニーズ＞』（勁草書房）〔原著2001出版〕

黄唯玲

2012 「日治時期平地蕃人的出現及其法律上の待遇（1895-1937）」『台湾史研究』第19巻第2期：99-150

駒込武

2016 『植民地帝国日本の文化統合（オンデマンド版）』（岩波書店）

呉文星（所澤潤監訳）

2010 『台湾の社会的リーダー階層と日本統治』（交流協会）

清水純

2020 「クヴァランの命名慣習に関する一考察」『台湾原住民研究』第24号：41-79

スコット（James C. Scott）

1998 *Seeing Like a State*（Yale University Press.）

2013 *Decoding Subaltern Politics*（Routledge.）

2017 *Against the Grain*（Yale University Press.）

2019 『反穀物の人類史』（みすず書房）

蘇碩斌

2010 『看不見與看得見的臺北』（群学出版）

台湾総督府警務局（編印）

1944 『高砂族の教育』台湾総督府警務局理蕃課（編印）

1936 『高砂族調査書 第1編』

1937 『高砂族調査書 第3編』

台湾総督府官房文書課（編印）

1944 『諭告訓達類聚』

高野麻子

2016 『指紋と近代』（みすず書房）

田中宣一

2014 『名づけの民俗学』（吉川弘文館）

田中宏

1974 「日本の植民地支配下における国籍関係の経緯」『愛知県立大学外国語学部紀要 地域研究・関連諸科学編』9 : 61-96

1975 『法律時報』47-4 : 85-97

1981 「台湾総督府の対人掌握策と高山族」『台湾霧社蜂起事件 : 研究と資料』(戴国輝編著 : 社会思想社) : 114-130

田辺明生

2020 「ヴァーチャル化する『人種』」田辺明生・竹沢泰子・成田龍一編『環太平洋地域の移動と人種』 : 321-360

タマナハ (Brian Tamanaha)

2008 'Understanding Legal Pluralism', *Sydney Law Review*, Vol. 30, No.3, pp.375-411

ダルデイ (Claudine Dardy)

2013 'From Custom to Civil Status Registration' (Ilsen About at el. (eds.)) *Identification and Registration Practices in Transnational Perspective* (Palgrave Macmillan) : 145-163

陳培豊

2001 『「同化」の同床異夢』(三元社)

鄧津華 (Emma Jinhua Teng)

2018 『台湾的想像地理』(台湾大学出版中心) [原著2004年出版]

トーピー (John Torpey)

2008 『パスポートの発明』(法政大学出版局)

トンチャイ・ウイニッチャクン

2003 『地図がつくったタイ』(明石書店)

野林厚志・松岡格編

2019 『国立民族学博物館調査報告147 台湾原住民の姓名と身分登録』(国立民族学博物館)

ノワリエル (Gerard Noiriel)

2001 'The Identification of the Citizen' (Caplan and Topey (eds.)) *Documenting Individual Identity* (Princeton University Press) : 49-66

バークレイ (Paul Barclay)

2020 『帝國棄民』(台湾大学出版中心) (原著 *Outcasts of Empire* (University of California Press, 2018))

ヒッグス (Edward Higgs)

2011 *Identifying the English* (Continuum International Publishing Group)

ブルーベイカー (Rogers Brubaker)

2004 *Ethnicity without Groups* (Harvard University Press)

2005 『フランスとドイツの国籍とネーション』(明石書店)

ブレッケンリッジ (Keith Breckenridge)

2017 『生体認証国家』(岩波書店)

ベントン (Lauren Benton)

2002 *Law and Colonial Cultures* (Cambridge University Press)

星野澄子

- 1988 「民法・戸籍法における『氏』と呼称」黒木三郎・村武精一・瀬野精一郎編『家の名・族の名・人の名』（三省堂）：139-160

松岡格

- 2012 『台湾原住民社会の地方化』（研文出版）
2014 「日本統治下台湾の身分登録と原住民」日本順益台湾原住民研究会編『台湾原住民研究の射程』（順益台湾原住民博物館）：33-75
2015 「台湾原住民と姓名・住民登録・エスニシティ：可視化と公的書類と社会の間の関係研究」獨協大学国際教養学部『マテシス・ユニヴェルサリス』第16巻第2号：23-39
2019a 「台湾社会の可視化とエスニシティ・姓名」野林厚志・松岡格編『国立民族学博物館調査報告147 台湾原住民の姓名と身分登録』（国立民族学博物館）：107-126
2019b 「可視化、視覚秩序と景観」獨協大学国際教養学部『マテシス・ユニヴェルサリス』第21巻第1号：23-39
2020 「台湾原住民社会の可視化、人的資源の流用と「蕃地」「蕃人」の編入・統合について：戸口調査と姓名登記をめぐる」『マテシス・ユニヴェルサリス』第22巻第1号：43-79

松田京子

- 2014 『帝国の思考』（育志舎）

山中永之佑

- 1988 「明治期における『氏』」黒木三郎・村武精一・瀬野精一郎編『家の名・族の名・人の名』（三省堂）：115-138
1999 『日本近代地方自治制と国家』（弘文堂）

ヨブケ (Christian Joppke)

- 2013 『軽いシテイズンシップ』（岩波書店）

ライアン (David Lyon)

- 2002 『監視社会』（青土社）
2010 『膨張する監視社会』（青土社）
2011 『監視スタディーズ』（岩波書店）
2019 『監視文化の誕生』（青土社）

ローズ (Nikolas Rose)

- 2016 『魂を統治する』（以文社）

若尾祐司

- 1996 「近代ドイツの民事婚と民事身分登録」利谷信義・鎌田浩・平松紘編『戸籍と身分登録』：183-205

若林正文

- 2001 『台湾抗日運動史研究（増補版）』（研文出版）
2016 「諸帝国の周縁を生き抜く：台湾史における辺境ダイナミズムと地域主体性」『歴史としてのレジリエンス：戦争・独立・災害』（京都大学学術出版会）131-175

中国語要旨

本文以日本殖民地統治下台灣的地域社會的可視化與原住民的身分登記的情況為前提，從兩方面進行了對其的分析。首先，參照兩本專門討論身分登記、身分認定的重要論文集，從此整理了原住民身分登記的分析上重要的四個重點，再研討了台灣的情況。然後，按照上述內容，探討了可視化以及對其有關的國民資源的流用，與國民統合的關係性。